

大雨被害に関する共済保険の対応

<秋田県火災共済協同組合 共済金支払い対象について>

○「火災共済および自動車共済」加入者

<火災共済>

◆対象

- ◎総合火災共済（住宅・普通物件）加入者
 - ・普通物件：地盤面より45cm以上の浸水があった場合。
 - ・住宅物件：居住部分が床上浸水した場合。
- ◎新総合火災共済Dタイプ加入者
 - ・建物および家財：家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cm以上の浸水により損害が生じた場合。

◆準備いただくもの

- ◎共済保険契約証書
- ◎被害状況がわかる写真

<自動車共済>

◆対象

- ◎車両共済（一般車両）または「車対車＋危険限定」加入者

◆準備いただくもの

- ◎共済保険契約証書
- ◎免許証のコピー
- ◎車検証のコピー

【本件に関する問合せ】

秋田商工会議所 検定・共済推進課 TEL：018-866-6678

<アクサ生命㈱ 保険料払込猶予期間の延長について>

○アクサ生命保険㈱加入者

※災害救助法が適用された秋田市において被災された契約者

【災害救助法適用地域の特別取扱につき】被災により保険料の払込みが困難な場合、お申し出により、保険料の払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

【本件に関する問合せ】

アクサ生命保険株式会社秋田支社 秋田営業所 TEL：018-862-1670

<商工会議所保険制度（損害保険会社）保険料払込猶予期間の延長について>

○損害保険会社加入者

※災害救助法が適用された秋田市において被災された契約者

【災害救助法適用地域の特別取扱につき】被災により、継続契約手続きや保険料の支払い等が困難な場合、お申し出により、一定の猶予期間（特別措置適用日から2カ月後の末日まで）を設けるなど、特別措置を実施いたします。

【本件に関する問合せ】

あいおいニッセイ同和損害保険㈱、損害保険ジャパン㈱、東京海上日動火災保険㈱、三井住友海上火災保険㈱の保険をご契約された取扱い代理店へご連絡ください。